

平成30年3月26日

○条例

小田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例

小田原市非常勤の特別職職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

小田原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

小田原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

小田原市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

小田原市手数料条例の一部を改正する条例

小田原市競輪事業基金条例の一部を改正する条例

おだわら市民交流センター条例の一部を改正する条例

小田原市国民健康保険条例の一部を改正する条例

小田原市国民健康保険事業運営基金条例の一部を改正する条例

小田原市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

小田原市介護保険条例の一部を改正する条例

小田原市保育所条例の一部を改正する条例

小田原市奨学基金条例の一部を改正する条例

小田原市立病院の診療報酬等に関する条例の一部を改正する条例

小田原市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

小田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年 3月26日

小田原市長 加藤 憲一

小田原市条例第12号

小田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例

小田原市附属機関設置条例（昭和54年小田原市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部おだわら男女共同参画プラン策定検討委員会の項の次に次のように加える。

小田原市女性の活躍推進協議会	地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に係る取組に関する事項につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。	15人以内
----------------	------------------------------------------------------------------------------------------	-------

別表市長の部小田原市食育推進計画策定検討委員会の項の次に次のように加える。

小田原市自殺対策計画策定検討委員会	小田原市自殺対策計画の策定に関する事項につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。	20人以内
-------------------	-------------------------------------------------------------------------	-------

別表市長の部小田原市立病院運営審議会の項の次に次のように加える。

小田原市立病院再整備基本構想策定検討委員会	小田原市立病院再整備基本構想の策定に関する事項につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。	14人以内
-----------------------	-----------------------------------------------------------------------------	-------

別表市長の部小田原市消防賞じゅつ金等審査委員会の項の次に次のように加える。

小田原市消防 庁舎再整備事 業庁舎設計事 業者選定委員 会	消防庁舎再整備事業に係る庁舎設計業務を行 う事業者の選定等に関する事項につき、市長 の諮問に応じて審査し、その結果を報告し、 及び必要と認める事項について意見を具申す ること。	5人以内
-------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------	------

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

小田原市非常勤の特別職職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年 3 月 2 6 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市条例第13号

小田原市非常勤の特別職職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

小田原市非常勤の特別職職員の報酬等に関する条例（昭和44年小田原市条例第54号）の一部を次のように改正する。

別表第3小田原市食育推進計画策定検討委員会の項の次に次のように加える。

小田原市自殺対策計画策定検討委員会	委員長	10,800円
	副委員長	10,300円
	委員	10,000円以内

別表第4産業医連携臨床心理士の項の次に次のように加える。

審理員	日額	30,000円
-----	----	---------

別表第4母子・父子自立支援員の項中「206,000円」を「217,550円」に改め、同表学校運営協議会委員の項の次に次のように加える。

部活動指導員	日額	8,000円以内
--------	----	----------

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

小田原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年 3月26日

小田原市長 加藤 憲 一

小田原市条例第14号

小田原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

小田原市職員の給与に関する条例（昭和37年小田原市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条中「管理職手当」の次に「、管理職員特別勤務手当」を加える。

第8条第2項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第8条第3項を次のように改める。

3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については10,700円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき9,300円（職員に配偶者がない場合にあつては、そのうち1人については10,200円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき7,800円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあつては、そのうち1人については9,200円）とする。この場合において、扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員（これらの扶養親族の人数の合計数が2人を超える職員に限る。）であつて次の各号に掲げる場合に該当するものに係る扶養手当の月額は、この項前段に規定する額から当該各号に定める額を控除して得た額とする。

(1) 扶養親族たる子がない場合 扶養親族たる父母等について2人を超える者1人につき1,300円

(2) 扶養親族たる子の数が1人の場合 扶養親族たる父母等について1人を超える者1人につき1,300円

(3) 扶養親族たる子の数が2人以上の場合 扶養親族たる父母等について1人につき

1, 300円

第9条第1項各号列記以外の部分中「該当する」を「掲げる」に改め、同項第2号中「前条第2項第2号又は第4号」を「扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号」に改め、同項第3号及び第4号中「扶養親族たる子、父母等」を「扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等」に改め、同条第2項中「扶養親族がない」を削り、「前項第1号」を「扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- (3) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

別表第6中「又は副園長」を「副園長又は担当監」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

小田原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年 3 月 26 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市条例第15号

小田原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

小田原市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成2年小田原市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「の間をいう」の次に「。以下この条において同じ」を加え、同条に次の1項を加える。

- 3 前項の規定にかかわらず、小田原市職員の給与に関する条例第18条の規定により管理職手当を支給される職員に対する夜間医療等手当の額は、前項の規則で定める額に勤務1時間につき同条例第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25に相当する額を加算した額とする。この場合において、当該相当する額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

附則第4項第3号中「10,000円」を「20,000円」に改め、同項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 宿直勤務又は日直勤務において診療に従事した市立病院診療部に勤務する医師（前号に掲げる職員を除く。） 1勤務につき 10,000円

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第16条の規定は、正規の勤務時間（小田原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和26年小田原市条例第177号）第8条第1項に規定する正規の勤務時間をいう。）による勤務の全部又は一部が平成29年3月31日の午後10時以後に行われた勤務について適用する。

(夜間医療等手当の内払)

- 3 改正後の小田原市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定を適用する場合においては、改正前の小田原市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて支給された夜間医療等手当は、改正後の小田原市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定による夜間医療等手当の内払とみなす。

(経過措置)

- 4 改正後の附則第4項の規定は、この条例の施行の日以後に開始する宿直勤務又は日直勤務について適用し、同日前に開始する宿直勤務又は日直勤務については、なお従前の例による。

小田原市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年 3 月 26 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市条例第16号

小田原市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

(小田原市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第1条 小田原市職員の退職手当に関する条例(昭和26年小田原市条例160号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「49.59」を「47.709」に改める。

附則第4項中「100分の87」を「100分の83.7」に改める。

附則第6項中「第12項まで」を「第12項までの規定」に、「及び第6項」を「及び第6項の規定」に改め、「にそれぞれ100分の87(当該勤続期間が20年以上の者(傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者及び37年以上の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。))にあつては、104分の87)を乗じて得た額」を削り、「、附則第3項及び第4項」を「並びに附則第3項及び第4項の規定」に、「附則第11項」を「附則第11項の規定」に改める。

(小田原市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 小田原市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成18年小田原市条例第13号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「第5項まで」を「第5項までの規定」に、「100分の87」を「100分の83.7」に、「104分の87」を「104分の83.7」に、「、附則第3項及び第4項」を「並びに附則第3項及び第4項の規定」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

小田原市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年 3 月26日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市条例第17号

小田原市手数料条例の一部を改正する条例

小田原市手数料条例（平成12年小田原市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第4条中「で、手数料を徴収するもの及びその額」を「に係る手数料」に、同条第3号ウ中「530,000円」を「570,000円」に改め、同号エ(ア)中「830,000円」を「880,000円」に改め、同号エ(イ)中「1,010,000円」を「1,070,000円」に改め、同号エ(ウ)中「1,120,000円」を「1,200,000円」に改め、同号エ(エ)中「1,420,000円」を「1,520,000円」に改め、同号エ(オ)中「1,660,000円」を「1,780,000円」に改め、同号エ(カ)中「3,880,000円」を「4,070,000円」に改め、同号エ(キ)中「5,100,000円」を「5,340,000円」に改め、同号エ(ク)中「6,290,000円」を「6,490,000円」に改め、同号オ(ア)中「1,130,000円」を「1,180,000円」に改め、同号オ(イ)中「1,340,000円」を「1,410,000円」に改め、同号オ(ウ)中「1,500,000円」を「1,580,000円」に改め、同号オ(エ)中「1,830,000円」を「1,940,000円」に改め、同号オ(オ)中「2,140,000円」を「2,260,000円」に改め、同号オ(カ)中「4,350,000円」を「4,550,000円」に改め、同号オ(キ)中「5,570,000円」を「5,820,000円」に改め、同号オ(ク)中「6,770,000円」を「7,070,000円」に改め、同号カ(ア)中「5,750,000円」を「5,930,000円」に改め、同号カ(イ)中「7,250,000円」を「7,470,000円」に改め、同号カ(ウ)中「10,700,000円」を「10,900,000円」に改め、同条第4号オ(ア)

中「、0.95」を「0.95」に改め、同条第15号ウ(ア)中「410,000円」を「420,000円」に改め、同号ウ(イ)中「540,000円」を「560,000円」に改め、同号ウ(ウ)中「700,000円」を「730,000円」に改め、同号ウ(エ)中「920,000円」を「960,000円」に改め、同号ウ(オ)中「1,040,000円」を「1,090,000円」に改め、同号ウ(カ)中「1,600,000円」を「1,660,000円」に改め、同号ウ(キ)中「1,820,000円」を「1,900,000円」に改め、同号ウ(ク)中「2,030,000円」を「2,120,000円」に改め、同号エ(ア)中「490,000円」を「530,000円」に改め、同号エ(イ)中「630,000円」を「680,000円」に改め、同号エ(ウ)中「990,000円」を「1,030,000円」に改め、同号エ(エ)中「1,310,000円」を「1,410,000円」に改め、同号エ(オ)中「1,720,000円」を「1,780,000円」に改め、同号エ(カ)中「3,320,000円」を「3,430,000円」に改め、同号エ(キ)中「4,060,000円」を「4,190,000円」に改め、同号エ(ク)中「4,650,000円」を「4,800,000円」に改め、同号オ(ア)中「9,100,000円」を「9,320,000円」に改め、同号オ(イ)中「12,400,000円」を「12,600,000円」に改め、同号オ(ウ)中「17,000,000円」を「17,300,000円」に改め、同条第16号ア中「第15号ア」を「前号ア」に改め、同号イ中「第15号イ」を「前号イ」に改め、同号ウ中「第15号ウ」を「前号ウ」に改め、同号エ中「第15号エ」を「前号エ」に改め、同号オ中「第15号オ」を「前号オ」に改め、同条第17号ア(ア)中「310,000円」を「320,000円」に改め、同号ア(イ)中「430,000円」を「460,000円」に改め、同号ア(ウ)中「720,000円」を「750,000円」に改め、同号ア(エ)中「960,000円」を「1,020,000円」に改め、同号ア(オ)中「1,210,000円」を「1,300,000円」に改め、同号ア(カ)中「2,950,000円」を「3,150,000円」に改め、同号ア(キ)中「3,620,000円」を「3,870,000円」に改め、同号ア(ク)中「4,170,000円」を「4,460,000円」に改め、同号イ(ア)中

「2, 660, 000円」を「2, 690, 000円」に改め、同号イ(イ)中
「3, 190, 000円」を「3, 230, 000円」に改め、同号イ(ウ)中
「4, 790, 000円」を「4, 830, 000円」に改める。

第9条第9号中「又は第12項ただし書(」を「、第12項ただし書又は第13項た
だし書(これらの規定を)」に改め、同条第12号、第13号、第20号、第23号、第
32号、第37号及び第48号中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

小田原市競輪事業基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年 3 月 2 6 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市条例第18号

小田原市競輪事業基金条例の一部を改正する条例

小田原市競輪事業基金条例（平成9年小田原市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び管理」を「、管理及び処分」に改める。

第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（処分）

第7条 基金は、その目的にかなう事業の財源に充てる場合に限り、競輪事業特別会計歳入歳出予算に計上してその一部を処分することができる。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

おだわら市民交流センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年 3 月 2 6 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市条例第19号

おだわら市民交流センター条例の一部を改正する条例

おだわら市民交流センター条例（平成27年小田原市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第5条の見出しを「（開館時間等）」に改め、同条中「午後10時まで」を「午後9時30分まで」に改め、同条ただし書を次のように改める。

ただし、会議室及び活動エリアを使用することができる時間（次項において「使用時間」という。）は、午前9時から午後9時までとする。

第5条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て臨時に開館時間又は使用時間を変更することができる。

第6条第1項第1号中「月曜日」を「毎月第1月曜日」に、「次号」を「以下この号」に、「を除く。」を「は、その翌日以後最初の休日以外の日」に改め、同項第2号を削り、同項第3号中「（前号に掲げる日を除く。）」を削り、同号を同項第2号とする。

別表第1中「午後10時」を「午後9時」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前にされた使用の許可の申請に係る同日以後の施設の使用については、改正後の第5条及び別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

小田原市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年 3 月 26 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市条例第20号

小田原市国民健康保険条例の一部を改正する条例

小田原市国民健康保険条例（昭和34年小田原市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「国民健康保険」の次に「の事務」を加える。

第2条中「国民健康保険運営協議会」を「法第11条第2項の規定により設置された国民健康保険運営協議会」に改める。

第4条第1項第3号中「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第127号）」を「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）」に改める。

第7条第1項中「第72条の5」を「第72条の5第1項」に改める。

第10条を次のように改める。

（保険料の賦課額）

第10条 保険料の賦課額は、次に掲げる額の合算額とする。

- (1) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「令」という。）第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）
- (2) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額（令第29条の7第1項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）
- (3) 世帯主の世帯に属する被保険者のうち介護納付金賦課被保険者（令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）

第10条の2第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 療養の給付に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額の合算額

イ 国民健康保険事業費納付金（法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。）の納付に要する費用（神奈川県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの限り、神奈川県国民健康保険事業会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額

ウ 法第81条の2第4項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額

エ 法第81条の2第9項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額

オ 保健事業に要する費用の額

カ アからオまでに掲げるもののほか、小田原市国民健康保険事業特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに神奈川県が行う国民健康保険の一般被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（神奈川県国民健康保険事業会計において負担する後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額を除く。）

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法第74条の規定による補助金の額

イ 法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納

付に要する費用（神奈川県国民健康保険事業会計において負担する後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。）に係るものを除く。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）の額

ウ 国民健康保険保険給付費等交付金（法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金をいう。エにおいて同じ。）（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用（法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）の額

エ アからウまでに掲げるもののほか、小田原市国民健康保険事業特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）を除く。）の額

第11条中「、当該世帯に」を「、世帯主の世帯に」に、「ときは」を「場合には」に改める。

第15条中「、当該」を「、世帯主の」に改める。

第15条の5中「第29条の7第2項第10号」を「第29条の7第2項第9号」に改める。

第15条の5の2第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（神奈川県国民健康保険事業会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分であって、神奈川県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限る。次号において同じ。）の額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ アに掲げるもののほか、小田原市国民健康保険事業特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用

に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

第15条の5の3中「うち」の次に「一般被保険者に係る」を加え、「、当該世帯に」を「、世帯主の世帯に」に改める。

第15条の5の7中「、当該」を「、世帯主の」に改める。

第15条の5の12中「第29条の7第3項第9号」を「第29条の7第3項第8号」に改める。

第15条の6第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(神奈川県国民健康保険事業会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。)の額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額

イ アに掲げるもののほか、小田原市国民健康保険事業特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

第15条の7中「、当該」を「、世帯主の」に改める。

第15条の11中「第29条の7第4項第9号」を「第29条の7第4項第8号」に改める。

第19条の2第1項第2号中「27万円」を「27万5,000円」に改め、同項第3号中「49万円」を「50万円」に改める。

第19条の3中「世帯主又は当該」を「世帯主の」に、「若しくは」を「又は」に改める。

第19条の5第1項第1号を次のように改める。

(1) 氏名、住所並びに被保険者証の記号及び番号

第19条の5第1項第2号中「氏名」の次に「、生年月日及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27

号) 第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。) 」を加える。

第25条第2項第1号を次のように改める。

(1) 氏名、個人番号、住所並びに被保険者証の記号及び番号

第25条第2項第2号中「納期限及び」を「納期ごとの」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第10条の2、第15条の5の2、第15条の6及び第19条の2の規定は、平成30年度以後の年度分の保険料について適用し、平成29年度分までの保険料については、なお従前の例による。

小田原市国民健康保険事業運営基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年 3 月 2 6 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市条例第21号

小田原市国民健康保険事業運営基金条例の一部を改正する条例

小田原市国民健康保険事業運営基金条例（平成4年小田原市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び管理」を「、管理及び処分」に改める。

第2条中「健全な」を「円滑な」に改める。

第3条中「、国民健康保険事業特別会計」を「、小田原市国民健康保険事業特別会計」に、「国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算」を「小田原市国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算（以下「特別会計歳入歳出予算」という。）」に改める。

第5条中「国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算」を「特別会計歳入歳出予算」に改める。

第7条中「療養給付費、療養費その他の国民健康保険事業に要する経費の支払財源が不足する場合において、当該不足額を埋めるための」を「国民健康保険事業の円滑な運営を図るために必要な」に、「とき」を「場合」に改め、「限り」の次に「、特別会計歳入歳出予算に計上してその一部を」を加える。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

小田原市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年 3 月 26 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市条例第22号

小田原市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

小田原市後期高齢者医療に関する条例（平成20年小田原市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第55条第1項」の次に「（法第55条の2第2項において読み替えて準用する場合を含む。）」を加え、「同項」を「法第55条第1項」に、「有していた被保険者」を「有していたもの」に改め、同条第3号中「第55条第2項第1号」の次に「（法第55条の2第2項において読み替えて準用する場合を含む。）」を加え、「有していた被保険者」を「有していたもの」に改め、同条第4号中「第55条第2項第2号」の次に「（法第55条の2第2項において読み替えて準用する場合を含む。）」を加え、「有していた被保険者」を「有していたもの」に改め、同条に次の1号を加える。

- (5) 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であつて、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項又は第2項の規定により市内に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であつたもの

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

小田原市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年 3 月 26 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市条例第23号

小田原市介護保険条例の一部を改正する条例

小田原市介護保険条例（平成12年小田原市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同項第6号ア中「いう」を「いい、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする」に、「この条」を「この項」に改め、同項第7号ア中「190万円」を「200万円」に改め、同項第8号ア中「290万円」を「300万円」に改め、同条第2項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

第14条第1項ただし書中「すべて」を「全て」に、「又は第3項」を「若しくは第3項」に、「又は公的年金等支払報告書」を「又は同条第4項の公的年金等支払報告書」に改める。

附則第7条第1項中「（昭和32年法律第26号）」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第5条の規定は、平成30年度以後の年度分の保険料について適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

小田原市保育所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年 3 月26日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市条例第24号

小田原市保育所条例の一部を改正する条例

小田原市保育所条例（昭和32年小田原市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第3条の表小田原市立江之浦保育園の項を削る。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

小田原市奨学基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年 3 月 26 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市条例第25号

小田原市奨学基金条例の一部を改正する条例

小田原市奨学基金条例（平成5年小田原市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び管理」を「、管理及び処分」に改める。

第2条中「（通信制の課程を除く。）」を削る。

第3条中「寄付金」を「寄附金」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

小田原市立病院の診療報酬等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年 3 月 2 6 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市条例第26号

小田原市立病院の診療報酬等に関する条例の一部を改正する条例

小田原市立病院の診療報酬等に関する条例（昭和41年小田原市条例第60号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

非紹介患者初診料		診療報酬の算定方法の初診料及び診療情報提供料（I）の例により算定した額の合計額の10分の3に相当する額に100分の108を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）
特別外来診療料	1回	診療報酬の算定方法の診療所の場合の再診料の例により算定した額から、外来診療料の例により算定した額を控除して得た額に100分の108を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

を

初診時選定療養費		5,400
再診時選定療養費	1回	2,700

に改める。

附 則

この条例は、平成30年10月1日から施行する。

小田原市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年 3 月 2 6 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市条例第27号

小田原市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

小田原市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年小田原市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第2条中「同法第36条」を「これらの規定を同法第36条第8項」に、「及び第36条」を「及び第36条第8項」に改める。

第5条第2項第1号中「にあつては」を「には」に、「によつて」を「により」に、「当該」を「当該」に改め、同項第2号中「にあつては」を「には、」に改め、同条第3項中「によつて」を「により」に、「433円」を「333円」に、「から第5号」を「に該当する扶養親族については1人につき267円（非常勤消防団員等に第1号に該当する者がいない場合には、そのうち1人については333円）を、第3号から第6号」に、「掲げる者」を「該当する者及び第2号に該当する扶養親族」に、「にあつては」を「には」に、「367円」を「300円」に改め、同項第1号中「届出をしていない」を「婚姻の届出をしない」に改め、同項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第5条第4項中「満15歳」を「15歳」に、「満22歳」を「22歳」に改め、「以下」の次に「この項において」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第5条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じ

た損害補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。